

福山城築城400年記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、福山城築城400年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、福山城築城400年記念事業基本方針に基づき、福山城築城400年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念事業の実施に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び顧問（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。
- 5 顧問は、事業の推進について会長の諮問に応じ、又は必要がある場合に意見を述べる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第14条の規定により実行委員会が解散することとなる日までとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(会議)

第7条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員等をもって構成する。

- 2 会議は、必要に応じ会長が招集し、会議を主宰する。
- 3 会議は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか第2条に規定する目的を達成するために必要な事項
- 4 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員が会議に出席できないときは、代理人を出席させ、当該代理人をもってその議決権を行使することができる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員の書面表決をもって会議に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(専決処分)

第8条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、会長は次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(部会)

第9条 実行委員会に、次の部会を置く。

(1) 福山城顕彰部会

(2) 歴史・文化部会

(3) 地域部会

(4) 交流部会

(5) 市民企画部会

2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。

3 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 記念事業の企画、立案及び実施に関すること。

(2) 記念事業その他の事項の総合調整に関すること。

(3) その他必要な事項

(募金委員会)

第10条 実行委員会に、募金委員会を置く。

2 募金委員会は、名誉委員長、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

3 募金委員会の名誉委員長及び委員長は、実行委員会の委員等の中から会長が指名する。

4 募金委員会の副委員長及び委員は、委員長が指名する。

5 募金委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 募金活動の企画及び運営に関すること。

(2) 募金活動その他の事項の総合調整に関すること。

(3) その他必要な事項

(特別協力団体)

第11条 実行委員会に、特別協力団体を置く。

2 特別協力団体は、記念事業の目的に賛同し、記念事業の推進に対し支援・協力を行う。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課内に事務局を設置する。

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(解散)

第 15 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決により解散するものとする。

(残余財産)

第 16 条 実行委員会が解散する際に存する残余財産は、会議の議決を経て処理するものとする。

(その他)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、2017年（平成29年）9月27日から施行する。
- 2 第14条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立日から翌年の3月31日までとする。
- 3 この会則は、2018年（平成30年）4月20日から施行する。
- 4 この会則は、2018年（平成30年）11月26日から施行する。
- 5 この会則は、2019年（平成31年）3月22日から施行する。
- 6 この会則は、2019年（平成31年）4月19日から施行する。
- 7 この会則は、2020年（令和2年）4月27日から施行する。
- 8 この会則は、2021年（令和3年）4月15日から施行する。
- 9 この会則は、2021年（令和3年）9月30日から施行する。
- 10 この会則は、2021年（令和3年）12月22日から施行する。